

平成29年度
第 3 回

東大和市都市計画審議会会議録

平成 2 9 年 8 月 2 2 日

東 大 和 市

東大和市都市計画審議会会議録

日時：平成29年8月22日（火）

午前10時00分～午前10時40分

場所：市役所会議棟 第6会議室

○委員の出席・欠席

出・欠	議席	氏名	出・欠	議席	氏名
出	1番	武石岩男 委員	出	7番	木戸岡秀彦委員
出	2番	小嶋哲夫 委員	出	8番	奥秋聡克 委員
出	3番	宮崎 晃 委員	出	9番	野崎俊幸 委員
欠	4番	松本暢子 委員	出	10番	吹浦秀俊 委員
出	5番	関田 貢 委員	出	11番	大越 武 委員
出	6番	根岸聡彦 委員	出	12番	杉本昌美 委員

○市側出席者

職名	氏名	職名	氏名
都市建設部長	直井 亨	環境部長	松本 幹男
都市計画課長	神山 尚	ごみ対策課長	中山 仁
計画調整係長	関根 崇	小平村山大和衛生組合	
都市計画係長	各務 悟史	衛生組合計画課長	伊藤 智
都市計画係	原口 力哉	衛生組合参事	片山 敬
都市計画係	小林 俊介	衛生組合計画課主査	菅家 幸樹
都市計画係	原島 哲司		

1. 議題

第1 会議録署名委員の指名について

第2 立川都市計画ごみ処理場の決定（案）について（報告）

2. 傍聴者

6 人

○（直井都市建設部長） 皆さん、おはようございます。

本日は、お忙しい中、平成 29 年度第 3 回都市計画審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

まず、委員の出欠状況について、ご報告申し上げます。

本日の会議に当たりまして、一名の委員から欠席のご連絡をいただいております。それと、もう一名の委員についてはご連絡いただいておりますので、遅れて出席いただけるものではないかというふうに考えております。

したがって、本日は、定数 12 に対し現時点では 10 人の出席をいただいております。よって、東大和市都市審議会条例第 7 条の定足数に達していることをご報告申し上げます。

ここで傍聴の申し出がありましたので、ご報告いたします。また、傍聴者に入室していただきますのでご了承ください。

なお、東大和市情報公開条例第 30 条及び東大和市都市計画審議会運規則第 11 条により、会議は原則公開となっております。

（傍聴者 入室）

○（直井都市建設部長） これ以降につきましては、会長に議事の進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○（会長） ただいまから平成 29 年度第 3 回東大和市都市計画審議会を開会いたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

日程第 1、会議録署名委員を指名いたします。

東大和市都市計画審議会運営規則第 12 条第 2 項の規定により、6 番、根岸委員をお願いいたします。

次に、日程第 2「立川都市計画ごみ処理場の決定（案）について」を報告いたします。本件につきましては、あらかじめ関係職員を出席させております。それでは、報告をお願いいたします。

神山都市計画課長。

- （神山都市計画課長） それでは、日程第2「立川都市計画ごみ処理場の決定（案）について」報告いたします。

資料につきましては、事前に配布しておりますインデックスのついているこちらの冊子、右上に資料1と書いてある冊子でございます。よろしいでしょうか。

それでは、最初にインデックスの資料1-1をお開きください。

こちらにつきましては、去る7月14日金曜日、15日土曜日の2日間、3回にわたり、都市計画の原案についての説明会を開催いたしました。資料1-1の1ページでございます。参加人数は延べ39人ございました。こちらの資料1-1は、説明会の当日に寄せられましたご意見とそれに対する回答を整理したものです。この後ご説明いたします資料1-2と重複する意見を除いて、簡潔に説明させていただきます。

最初に、①原案に対する意見・質問です。

4番をご覧ください。小平市が2回目の組成分析を行ったところ、ごみの量が大幅に増加したことから、現在の処理能力では足りない可能性があるとのことご意見です。

これにつきましては、算出された数値は妥当性があると判断していますが、仮に処理量が想定量を超えた場合でも、施設がピット方式であることから、ピット内での調整が可能であると回答しております。

7番をご覧ください。工業地域に建設することが原則とあるが、他の事例では半数以上は調整区域に建設されているとのご意見です。

これにつきましては、市街化調整区域は市街化を抑制する区域であり、原則として建築物の建築はできません。地方部では、用途指定のない白地の市街化調整区域に処理施設が立地している例もありますが、東大和市の市街化調整区域は、住居系の用途地域が指定されている上、その多くは都市計画緑地であると回答しております。

2ページをお開きください。

一番上の9番をご覧ください。ごみ焼却施設等も含めて、施設更新がされ

ない事態となれば、市民生活は大きな打撃を受けることになる。本都市計画をぜひとも決定してほしいとのご意見です。

次に、②原案説明資料に対する意見・質問です。

2回目の組成分析の結果から、小平市の容リプラ量がふえる可能性がある中で、生活環境影響調査の結果では納得できないとの意見です。

これにつきましては、日量 23 トンの施設規模から生活環境影響調査の結果を出しているとは回答しております。

次に、③その他の意見です。右側の 3 ページをご覧ください。

13 番をご覧ください。施設整備費について、ごみ焼却施設、粗大・不燃ごみ処理施設を含めた全体像を市民に周知すべきであるとの意見です。

これにつきましては、今後、衛生組合から説明会等で周知を図っていきますと回答しております。

次に、インデックスの資料 1 - 2 をお開きください。

平成 29 年 7 月 11 日から 7 月 25 日まで、都市計画の原案を縦覧に供し、8 月 1 日までの 3 週間にわたり、原案に対する意見書の提出を受けつけました。その結果、51 人の方から 47 通の意見書が提出されました。この資料は、提出された意見とそれに対する市の見解を概要としてまとめたものです。

表の左から 2 列目をご覧ください。「都市計画に関するもの」とございます。その右側に「施設の必要性について」とあります。1 番から 8 番までは施設の必要性についての意見であります。

1 番をご覧ください。容リプラの削減は全体の 2 % に満たないもので、費用対効果がないとする意見です。

これに対する市の見解は、最終処分場への搬入量の減量は、東京たま広域資源循環組合の一員である当市の責務であり、また容リプラを焼却するとなると、容リプラの容積がかさみ、焼却炉を大きくする必要が生じて、小平市中島町でのごみ焼却施設の更新が不可能となり、3 市の可燃ごみ処理に多大な影響が生じるとしております。

2 番をご覧ください。現在の焼却炉で小平市の容リプラ、1,600 トンを焼却しているのだから、新焼却炉でカロリーオーバーになるという説明には無理があるとする意見です。

これに対する見解は、小平市中島町の敷地で焼却施設の更新を行うには、現在の日量 360 トンから日量 243 トンを下回る施設規模にしていく必要があります。3 市の容リプラを焼却するとなると、設定している発熱量を見直して施設を大きくする必要が生じ、小平市中島町でのごみ焼却施設の更新は不可能になるとしております。

2 ページをお開きください。

3 番をご覧ください。自区内処理の原則は、3 市全体が自区内であるとの広域的な解釈をすべきとのご意見です。

これに対する見解は、自区内処理の原則は法律の概念で、自治体ごとに考えることが原則となっているとしております。

右側の 3 ページになります。

5 番をご覧ください。ペットボトルはリサイクルのルートがほぼ完成しているとの意見です。

これに対する見解は、店頭回収と民間回収ルートでの資源化は限定的であるとしております。

6 番をご覧ください。民間委託の維持は、東大和市、武蔵村山市の努力により不可能ではなく、それにより大規模な施設は不要となるとのご意見です。

これに対する見解は、現在ご理解いただいている武蔵村山市から自区内処理の原則を求められており、他市の民間業者に委託する部分は困難としております。

4 ページをお開きください。

8 番をご覧ください。ごみ処理のあり方は、かつてのように何でも燃やすという考えではないとする意見です。

これに対する見解は、循環型社会の形成が求められている中、本施設は必

要な施設であるとしております。

次に、9番から13番までは上位計画との整合についての意見であります。

9番をご覧ください。本施設より先に焼却炉の更新をメイン課題とすべきであるとする意見です。

これに対する見解は、本施設は、ごみ焼却施設の更新の前提となるものであるとしております。

右側の5ページになります。

11番をご覧ください。有料化や資源化の統一を先行し、ごみ減量に努めるのが先とする意見です。また、ごみ有料化を全ての市が導入してからでないと、プラの排出量が予測できないため、施設規模に根拠はないとする意見です。

これに対する見解は、ごみの有料化については、各市の置かれている状況を鑑み実施する必要があります。また、ごみの有料化を導入しても容リプラは排出されるため、本施設が不要となることはなく、施設規模については施設の稼働から7年以内のピーク量を捉えることになっているため、日量23トンの施設規模は必要になるとしております。

6ページをお開きください。14番から20番までは、具体の都市計画との整合についての意見であります。

右側の7ページになります。

16番をご覧ください。当該地は工業地域であるとはいえ、住居地域と接した場所にあり、法的に違反ではないということだけで、決して適地とは言えないとする意見です。

これに対する見解は、当該地は工業地域であり、本施設の用途に適合しており、都市計画上の支障は認められません。また、国の作成した都市計画運用指針では、廃棄物処理施設は工業系の用途地域に設置することが望ましいとしております。

18番をご覧ください。敷地面積4,300平米という全国でも類を見ない狭隘な用地であり、土地が狭い。都の緑化条例に敷地だけでは対応できず、経費をかけて屋上緑化せざるを得ない場所であり、反対であるとする意見

です。

これに対する見解は、敷地面積が同程度の施設は、町田市や国立市などほかにもあり、また緑化については屋上緑化を含めて基準を満たしており、支障はないとしております。

9 ページをお開きください。右側のページになります。21 番から 29 番は、周辺環境への配慮についての意見であります。

21 番をご覧ください。日常的に交通量が多い中、今まで以上に交通渋滞が発生しやすくなるとする意見です。

これに対する見解は、収集車両の搬出入は、稼動日平均で約 64 台程度。資源物の成果品等の搬出車両は、平均で約 7 台程度と想定しており、周辺道路の交通に与える影響は軽微であるとしております。

22 番をご覧ください。専門の科学者によれば、未知のVOCを含め測定できないほど多種類のVOCが発生すると言われ、いかなる処理方法でも完全に除去することはできない。VOCは空気より比重が大きいので、大気に拡散することなく地上に滞留する。子供たちの大切な食を担う給食センターの間近に建てようという計画は、理解に苦しむ。健康被害が起きたとき、どのように責任をとるのかとする意見でございます。

これに対する見解は、VOC対策については、近隣自治体には例がない高度な対策を講じるもので、本施設は大気汚染防止法で規制する一番厳しい値を満足する施設であり、あわせて、厚生労働省が示している室内濃度指針も満足させるとしております。

10 ページをお開きください。

一番下、25 番をご覧ください。狭隘な用地の結果、高さが 21.5 メートルにもなり、窓が少なく壁面の大きな建築物は、周辺の景観に溶け込まない建物になるとする意見です。

これに対する見解は、本施設については、臭気対策に万全を期すため、ピット方式を採用したことにより、クレーンが必要となることから建物が高くなるもので、また建物の意匠については、周辺環境に配慮してまいりますとしております。

右側の 11 ページをご覧ください。

一番下の 30 番でございます。法令への適用についての意見であります、説明は省略させていただきます。

ここまでは都市計画上の支障の有無を判断する際の要素であります施設の必要性、上位計画との整合、具体の都市計画との整合、周辺環境への配慮、法令への適合といった 5 項目に対する意見と市の見解でございます。ご説明申し上げたとおり、都市計画上、支障となる意見はございませんでした。

12 ページをお開きください。

左から 2 列目に、縦書きで「事業実施に関するもの」とございます。ここからは都市計画上の支障の有無の判断要素とは別の事業の実施についての意見であります。31 番から 37 番はコストについての意見であります。

31 番をご覧ください。建設費が高過ぎる、施設の建設に 26 億円の巨費をかけてまで進める必要があるのかとする意見です。

これに対する見解は、市民生活に影響が生じぬよう、一部事務組合でごみの共同処理を継続していくことが最善の方策と考えており、その前提となるごみ焼却施設の更新に当たり、本施設は欠かせない施設であるとしております。

33 番をご覧ください。耐用年数を数年延長して、その間に有料化等を実施する。東京オリンピックが過ぎれば建設費も下がる見通しであり、整備は見合わせるべきとする意見です。

これに対する見解は、これ以上の延長は安定した廃棄物処理に支障を来し、市民生活に多大な影響を及ぼすおそれがあるとしております。

右側の 13 ページをご覧ください。

37 番をご覧ください。仮に別の用地が見つかったとしても、用地取得費を含めると現在の計画よりも財政負担は大きくなる。今回の案は、安定的なごみ処理を実施するための最善策であるとする意見です。

これに対する見解は、費用対効果や事業の効率性を踏まえると、本施設により共同処理していくことが最善の方法としております。

一番下の 38 番から 50 番まではその他の意見です。

38 番をご覧ください。建設用地は、住民の意見を聞きつつ複数候補から選定すべきであり、桜が丘二丁目ありきで進められたのであれば大きな誤りである。施設の更新は、武蔵村山市も含めた中で検討を行うと考えているようだが、なぜ今回そうしないのかとする意見です。

これに対する見解は、新ごみ焼却施設は、小平市中島町で更新する予定となっていることから、本施設の用地については、資源物の選別作業から生じる混入物を衛生組合の焼却施設、資料のほうでは衛生組合となっておりますが、衛生組合の焼却施設の意味ということです。衛生組合の焼却施設へ運搬しやすい効率性などを考慮して、適地としているとしております。

14 ページをお開きください。

一番下の 42 番をご覧ください。平成 25 年 1 月 8 日、3 市と衛生組合は、周辺住民の理解を得ることを前提とし、事業を推進するとの確認書を交わした。その後、4 団体は理解が得られなかったことを認めたのだから、当然この計画は白紙に戻すべきであるとする意見です。

これに対する見解は、廃棄物処理が滞り、市民生活に多大な影響が生じることのないよう再度確認書を交わし、一部事務組合におけるごみ処理を継続するとしております。

少し飛んで、16 ページをお開きください。

一番下の 49 番をご覧ください。都市計画上の問題がないのであれば、最後は行政が判断し、市民が協力しなければごみ問題は解決しないとする意見でございます。

これに対する見解は、本施設は（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の更新とごみ焼却施設の更新において、処理量の縮小につながる必要な施設になるとしています。

資料 1 - 2 の説明につきましては、以上のとおりでございます。

次に、インデックスの資料 1 - 3 をお開きください。

こちらの資料は、先ほどご説明しました意見書及び見解書の内容を踏まえて作成した都市計画の案でございます。内容につきましては、都市計画原案から変更ありませんので、説明を省略させていただきます。なお、本案

については、都市計画法第 19 条第 3 項の規定に基づきまして、現在、東京都と協議中でございます。

次に、インデックスの資料 1 - 4 をお開きください。

標題が「小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設と都市計画について」となっております。こちらの資料は、前回 7 月 10 日の当審議会におきましてご説明申し上げましたが、都市計画上の支障がないことを説明する資料でございます。6 ページ以外のページにつきましては、わかりやすい表現とするため、一部で文言の修正を行っておりますけれども、内容についての変更はございません。

6 ページをお開きください。

こちらは、交通処理計画であります。内容の一部を変更しております。変更内容につきましては、衛生組合から説明いたします。また、この後のインデックスの参考資料につきましても、衛生組合から説明いたします。

私からの説明は以上であります。

○（会長） 伊藤計画課長。

○（伊藤計画課長） 衛生組計画課長の伊藤と申します。よろしくお願いたします。

私のほうから、今お話ありました交通処理計画の変更内容と参考資料について、ご説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、インデックス資料 1 - 4、皆さんお開きだと思っておりますが、6 ページのほうをご覧ください。②の交通処理計画と安全確保でございます。

こちらにつきましては、7 月 10 日に開催されました都市計画審議会及び 7 月 14 日、15 日に開催された都市計画の原案の説明会以降に、交通管理者との調整におきまして変更が生じたので、前回の資料から内容の変更を行ったものでございます。

具体的には、この 6 ページ中ほどの図面のほうに示しておりますが、青色の線で搬入車、赤色の線で搬出車の経路を記載しております。以前の資料の経路では、小平市の搬入車が⑥のこちらの交差点のほうから、桜街道の交差点から左折をいたしまして、ぐるっと赤いラインをたどって施設に入

るというような形で、施設のほうには右折入場となること。

また、東大和市の主要な搬入経路として計画していた富士見通り、これは7番の斜めの通りなのですが、こちらには沿道に小学校がございまして、車道、幅員が狭いことなどから搬入経路としては適していないこと、以上の点を交通管理者との調整段階で指摘を受けたことに伴いまして、搬入経路の見直しを行ったもので、さらなる安全を確保するものでございます。

この結果、搬入経路につきましては、桜街道から、⑤のところですね。こちらの交差点から、北のほうから南に向かって進みまして、施設のほうには左折進入、施設から出るときは左折退場をした後に、回り込んで赤いラインのところなのですが、桜街道までの経路という形でしております。

また、本文中の記載に関しまして、搬入車両につきましては平準化を行い、1日平均64台程度とすること。資源の成果品及び選別時に発生する残渣等の搬出車両は1日7台程度であるため、周辺道路への影響は軽微であると考えられますと文面の修正を行っております。

また、交通対策といたしまして、図面でも説明をいたしましたが、搬入、搬出車両とも左折入場、左折退場と明記をさせていただきました。

続きまして、参考資料についてご説明をさせていただきます。

参考資料の1ページをご覧ください。前回お示ししました建物の概要が実施設計のほうを進めるに当たりまして若干変更をしておりますので、それぞれ建物と詳細なスケジュールのほうを今現在という形で、記載をさせていただいております。

3ページをお開きください。

先ほどもご説明をさせていただきましたが、車両の軌跡図につきまして、左折入場、左折退場ということにさせていただいております。

また、施設への車両の出入り口でございますが、こちらのほうの幅を9メートルということにしております。

4ページをお開きください。

搬入車、搬出車に加えまして、見学バス、来場車、こちらのほうは一般車両になりますが、そちらの動線のほうを示しております。

6 ページをお開きください。

前回の資料では、2階の平面図が実はございませんでしたので、改めてこちらの資料としまして添付をさせていただきました。

9 ページをご覧ください。

こちら施設の断面図になるんですが、現在施設の高さにつきましては、現時点で21.7メートルという形で記載をさせていただいております。

私からの説明は以上です。

○（会長） 報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

○（委員） 説明ありがとうございました。

私も都市計画審議会で何度か話をさせていただいておりますけれども、この事業に関しては、かなりもう進んでおりますけれども、まだ確認を再度させていただきたい部分があります。

先ほど神山課長のほうから住民の意見、さまざまな部分での意見と回答、ございましたけれども、1点、やはり私が気になっているのは、そもそも平成25年1月に共同資源化事業基本確認書の中で、想定地域住民の理解を得ることを前提として事業を推進するという内容で、住民の理解を得られたと判断した後に、施設整備の事業に着手するという内容でありました。

その後、市と東京都、12月、11月、昨年ですか。12月に打ち合わせ等があったと思いますけれども、そのときには都市計画決定においては、住民の同意が必要という規定はないということで、東京都のほうからそういう回答があったとは記憶しております。しかしながら、住民への十分な説明及び住民からの質問には、しっかりと回答していくことが必要と考えられるということで、東京都のほうからこのようなお話がありました。

しかしながら、前回もお話ししましたがけれども、2年半たった中で、住民の声に耳を傾けて適切な対応をしっかりとしていれば、市民からの見直しの動議、今ごろになって見直しの動議が出たりとかいうことは起きなかったんじゃないかと私は思うんです。

最終的には市長が判断されると思いますけれども、このような進め方で本当にいいのか。住民の意見をこれからどのように対応していくのか。今まで、丁寧な説明ということでお話を聞いておりますけれども、やはり私は、連絡協議会等傍聴していく上で、やはり意見に対して回答がかみ合わないことがかなり多くあります。その点に関しては、どのようにお考えなのかお聞きしたい。

○（会長） 松本環境部長。

○（松本環境部長） 今、委員のほうから幾つかお話をいただきました。住民への丁寧な説明が必要であるという東京都様のお話、これは私どももこのように思っておりますし、そのように丁寧な形でもって対応しているというふうに私どもは感じております。

ただ、内容が内容でございますので、受けとめる側が満足する回答がいただけない場合については、それは丁寧というふうに相手が判断するかどうかというところまでは、私どもは判断は、そこは難しいと思っております。

ただ、私どもが現在進めているこの事務手続の進め方にもし問題があるとするれば、そこは東大和市民の中からほかにも意見は出てくるべきだろうというふうに私どもは考えております。

全体8万6,000人を見たときに、これは全ての市民の方が使用していく施設になるわけでございますので、そういった観点から、私どもはきちんと耳を傾けて対応しているというふうに考えております。

また、桜が丘地域、以前もお話はさせていただいたんですが、現在、協議会のほうの参加者数が十二、三団体というふうに減少しているということも現状ではございます。参加を辞退されたり、途中から参加しなくなった団体の代表の方とたまにお話をする中で、やはりなかなかあの場の雰囲気では他の意見、他の発言をしづらいというようなお声もいただいておりますので、ですから、今のあの協議会が全てかというところについても、私たち行政側としては、市全体の公共の福祉のためのところの観点を見て、今後丁寧に進めていくというのが私どもの考えでございます。

以上です。

○（委員） 私も、基本的には協議会のことを中心に聞いているという状況ですので、全てが当然合意をして、理解をするというのは当然考えられないことです

ので、意見がかみ合わないところが多く、私は見ていて感じておりますので、そういった意味では丁寧に、やっぱりわかりやすい簡潔な説明を今後もしていただきたいなと思います。

このような進め方でずっと進めていくのは、私自身ちょっと疑問には思っておりますけれども、しっかりその点はお願いをしたいと思います。

以上です。

○（会長） 質疑を終了してよろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○（会長） ないようですので、質疑を終了いたします。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成 29 年度第 3 回東大和市都市計画審議会を閉会といたします。ご苦労さまでした。